

秋田県公安委員会規則第4号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

秋田県公安委員会委員長 安藤 巳智子

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第11条 略 （安全運転管理者等の選任又は解任の届出）</p> <p>第11条の2</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の選任の届出書には、次に掲げる書類_____を添付しなければならない。 （1）安全運転管理者等の運転免許証の写し、又は氏名、生年月日及び住所の記載のあるもの。 （2）～（4） 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（解任命令）</p> <p>第11条の3 法第74条の3第6項の規定による公安委員会の解任命令は、様式第14号の安全運転管理者（副安全運転管理者）解任命令書を交付して行うものとする。（是正措置命令）</p> <p>第11条の4 法第74条の3第8項の規定による公安委員会の是正措置命令は、様式第15号の安全運転管理者業務に関する是正措置命令書を交付して行うものとする。</p> <p>第11条の5～第15条の5 略 （安全運転管理者等講習）</p> <p>第16条 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。</p> <p>2 前項の講習を受講した者には、受講したことを証明する様式第19号の受講証明書<del>を</del>交付するものとする。</p> <p>略</p> <p>様式第1号～様式第8号の35 略</p>	<p>第1条～第11条 略 （安全運転管理者等の選任又は解任の届出）</p> <p>第11条の2</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の選任の届出書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。 （1）安全運転管理者等の運転免許__の写し、又は氏名、生年月日及び住所の記載のあるもの。 （2）～（4） 略 （5）届出前の6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真 <u>（安全運転管理者証等の交付）</u></p> <p>第11条の3 公安委員会は、前条第1項の選任の届出があった場合において、その者が施行規則第9条の9に掲げる要件を備えているときは、様式第13号の安全運転管理者証を交付するものとする。</p> <p>（解任命令）</p> <p>第11条の4 法第74条の3第6項の規定による公安委員会の解任命令は、様式第14号の_____解任命令書を交付して行うものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第11条の5～第15条の5 略 （安全運転管理者等講習）</p> <p>第16条 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。</p> <p>2 前項の講習を終了した者には、_____様式第19号の終了証_____を交付するものとする。</p> <p>略</p> <p>様式第1号～様式第8号の35 略</p>

様式第9号 (第11条の2関係)

様式第9号 (第11条の2関係)

※整理番号 (安管一)		安全運転管理者に関する届出書	
秋田県公安委員会 殿		年 月 日	
安全運転管理者を選任・(解任) したので、届け出ます。 届出事項を変更			
住所 氏名		住所 氏名	
(電話番号 ファックス番号)		(電話番号 ファックス番号)	
選任年月日	年 月 日	名 称	
安全運転 管理者の氏名	(ふりがな)	使 用 位 置	
前 格 要 件	生年月日 (年齢) 年 月 日(歳) 運転の管理経験 3 公安委員会 の認定 1 2年以上 2 物販行為 1年以上	本 業 種 別	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他
職務上の地位	免許の種類	使用の本拠における自動車台数	乗用貨物小計
安全運転管理者が運転免許を有している場合	免許年月日 免許番号 交付年月日	自動車の台数	大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 小型特種 大型二輪 普通二輪 計
安全運転管理者の勤務の態様	勤務日数 隔日 その他( )	運転の態様	大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 小型特種 大型二輪 普通二輪 計
安全運転管理者の略歴	勤務期間 勤務所名 職名	前管理 運 転 者	解任年月日 年 月 日 氏名 解任事由 1 死亡 2 退職 3 転任
備考			

様式第9号 (第11条の2関係)

様式第9号 (第11条の2関係)

※整理番号 (安管一)		安全運転管理者に関する届出書	
秋田県公安委員会 殿		年 月 日	
安全運転管理者を選任・(解任) したので、届け出ます。 届出事項を変更			
住所 氏名		住所 氏名	
(電話番号 ファックス番号)		(電話番号 ファックス番号)	
選任年月日	年 月 日	名 称	
安全運転 管理者の氏名	(ふりがな)	使 用 位 置	
前 格 要 件	生年月日 (年齢) 年 月 日(歳) 運転の管理経験 3 公安委員会 の認定 1 2年以上 2 物販行為 1年以上	本 業 種 別	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他
職務上の地位	免許の種類	使用の本拠における自動車台数	乗用貨物小計
安全運転管理者が運転免許を有している場合	免許年月日 免許番号 交付年月日	自動車の台数	大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 小型特種 大型二輪 普通二輪 計
安全運転管理者の勤務の態様	勤務日数 隔日 その他( )	運転の態様	大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 小型特種 大型二輪 普通二輪 計
安全運転管理者の略歴	勤務期間 勤務所名 職名	前管理 運 転 者	解任年月日 年 月 日 氏名 解任事由 1 死亡 2 退職 3 転任
備考			

様式第10号 (第11条の2関係)

様式第10号 (第11条の2関係)

※整理番号 (安管一)		副安全運転管理者に関する届出書	
秋田県公安委員会 殿		年 月 日	
副安全運転管理者を選任・(解任) したので、届け出ます。 届出事項を変更			
住所 氏名		住所 氏名	
(電話番号 ファックス番号)		(電話番号 ファックス番号)	
選任年月日	年 月 日	名 称	
副安全運転 管理者の氏名	(ふりがな)	使 用 位 置	
前 格 要 件	生年月日 (年齢) 年 月 日(歳) 運転の管理経験 3 公安委員会 の認定 1 2年以上 2 物販行為 3年以上	本 業 種 別	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他
職務上の地位	免許の種類	使用の本拠における自動車台数	乗用貨物小計
副安全運転管理者が運転免許を有している場合	免許年月日 免許番号 交付年月日	自動車の台数	大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 小型特種 大型二輪 普通二輪 計
副安全運転管理者の勤務の態様	勤務日数 隔日 その他( )	運転の態様	大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 小型特種 大型二輪 普通二輪 計
副安全運転管理者の略歴	勤務期間 勤務所名 職名	前管理 運 転 者	解任年月日 年 月 日 氏名 解任事由 1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令
備考			

様式第10号 (第11条の2関係)

様式第10号 (第11条の2関係)

※整理番号 (副安管一)		副安全運転管理者に関する届出書	
秋田県公安委員会 殿		年 月 日	
副安全運転管理者を選任・(解任) したので、届け出ます。 届出事項を変更			
住所 氏名		住所 氏名	
(電話番号 ファックス番号)		(電話番号 ファックス番号)	
選任年月日	年 月 日	名 称	
副安全運転 管理者の氏名	(ふりがな)	使 用 位 置	
前 格 要 件	生年月日 (年齢) 年 月 日(歳) 運転の管理経験 3 公安委員会 の認定 1 2年以上 2 物販行為 3年以上	本 業 種 別	1 官公署 2 公社・公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他
職務上の地位	免許の種類	使用の本拠における自動車台数	乗用貨物小計
副安全運転管理者が運転免許を有している場合	免許年月日 免許番号 交付年月日	自動車の台数	大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 小型特種 大型二輪 普通二輪 計
副安全運転管理者の勤務の態様	勤務日数 隔日 その他( )	運転の態様	大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 小型特種 大型二輪 普通二輪 計
副安全運転管理者の略歴	勤務期間 勤務所名 職名	前管理 運 転 者	解任年月日 年 月 日 氏名 解任事由 1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令
備考			

様式第11号～様式第12号 略

様式第11号～様式第12号 略

様式第13号 削除

様式第13号 (第11条の3関係)

(1) 安全運転管理者用

安全運転管理者証 第 号		写真 3 cm × 2.4 cm
事業所		
氏名		
生年月日		
上記の者は、安全運転管理者であることを証明する。 年 月 日		
秋田県公安委員会 印		

8.0cm

5.5cm

(2) 副安全運転管理者用

副安全運転管理者証 第 号		写真 3 cm × 2.4 cm
事業所		
氏名		
生年月日		
上記の者は、副安全運転管理者であることを証明する。 年 月 日		
秋田県公安委員会 印		

8.0cm

5.5cm

様式第14号 (第11条の3関係)

様式第14号 (第11条の4関係)

指令秋公委第 号 年 月 日		
使用者 氏名 殿		
秋田県公安委員会 印		
安全運転管理者 (副安全運転管理者) 解任命令書 道路交通法第74条の3第6項の規定により下記の安全運転管理者 (副安全運転管理者) の解任を命じます。		
記		
解任すべき安全運転管理者 (副安全運転管理者)	住 所	
	氏 名	年 月 日生
	勤務先	
解任を命ずる理由		
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として (訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		

指令秋公委第 号 年 月 日		
使用者 氏名 殿		
秋田県公安委員会 印		
安全運転管理者 (副安全運転管理者) 解任命令書 道路交通法第74条の3第6項の規定により下記の安全運転管理者 (副安全運転管理者) の解任を命じます。		
記		
解任すべき安全運転管理者 (副安全運転管理者)	住 所	
	氏 名	年 月 日生
	勤務先	
解任を命ずる理由		
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として (訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		

様式第15号 (第11条の4関係)

様式第15号 (第11条の4関係)

秋公委指令第 号	
年 月 日	
自動車の使用者 氏 名 殿  秋 田 県 公 安 委 員 会  安全運転管理者業務に関する是正措置命令書 道路交通法第74条の3第8項の規定により、安全運転管理者業務に関して是正措置をとるよう命じます。  記	
選 任 事 業 所 管 理 者 等	事業所名
	営業所の所在地 自動車の使用 者 (代表者)
	役職 氏名 生年月日 年 月 日 ( 歳 )
是 正 す べ き 事 項	
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

様式第16号～様式第18号の4 略

様式第19号 (第16条関係)

(1) 安全運転管理者用

安管番号

受 講 証 明 書

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる安全運転管理者の講習を受講したことを証する。

年 月 日  
秋 田 県 公 安 委 員 会 公 印

様式第15号 削除

様式第16号～様式第18号の4 略

様式第19号 (第16条関係)

(1) 安全運転管理者用

終 了 証

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる安全運転管理者の講習を受講したことを証する。

年 月 日  
秋 田 県 公 安 委 員 会 公 印

(2) 副安全運転管理者用

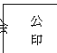
安管番号

副安管番号

受講証明書

氏名

道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる副安全運転管理者の講習を受講したことを証する。

年 月 日  
秋田県公安委員会 

様式第20号～様式第45号 略

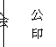
(2) 副安全運転管理者用

\_\_\_\_\_

終了証

氏名

道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる副安全運転管理者の講習を受講したことを証する。

年 月 日  
秋田県公安委員会 

様式第20号～様式第45号 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。